

---

プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	国際的な会計基準と整合を図ることの必要性（金融商品）

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、金融商品に関する公正価値測定に関するガイダンス及び開示について、国際的な会計基準と整合を図ることの必要性について事務局で予備的な分析を行っており、それらについて議論することを目的としている。
2. なお、当委員会では、金融商品に関連する部分の検討を行うが、参考資料に、金融商品以外に関する事務局の予備的な分析を記載している。
3. また、整合性を図る対象としては、IFRS 第 13 号「公正価値測定」と米国会計基準における Topic 820「公正価値測定」があるが、両者は概ね整合している<sup>1</sup>ため、本資料では特に断りのない限り、IFRS 第 13 号を対象として検討を行う。IFRS 第 13 号の概要を別紙に記載している。

## II. 予備的な分析

### 概要

4. IFRS 第 13 号の目的は、次のとおりである（IFRS 第 13 号第 1 項）。

- (1) 公正価値を定義すること

---

<sup>1</sup> 公正価値測定について、Topic 820 は、IFRS 第 13 号と概ね整合しているが、次の点が異なる。

- Topic 820 には、一定の状況において、投資会社に対する投資の公正価値測定として純資産価値によることができるという実務上の便法があるが、IFRS 第 13 号ではそのような実務上の便法は設けられていない。
- 要求払の特徴を有する金融負債について、Topic 820 では、当該負債の公正価値を報告日における支払が要求される金額としているが、IFRS 第 13 号では、当該負債の公正価値を当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日から割り引いた金額を下回らないとされている。

また、開示項目については、Topic 820 は、IFRS 第 13 号と概ね整合しているが、次の点が異なる。

- IFRS 第 13 号では、レベル 3 に区分される金融商品についての定量的な感応度分析（観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更した場合の影響）が要求されているが、Topic 820 にはそのような開示項目は定められていない。

- (2) 単一の IFRS 基準で公正価値の測定に関する枠組みを示すこと
- (3) 公正価値測定に関する開示を要求すること
- 5. 本資料では、金融商品について、「時価（公正価値）の定義及びガイダンスを IFRS 第 13 号と整合させる必要性」と「時価（公正価値）に関するレベル別開示の必要性」に分けて予備的な分析を行う。
- 6. なお、ASBJ は 2010 年 7 月に本テーマに関する公開草案を公表しているが、IFRS 第 13 号の公開草案段階のものと整合性を図ったものであったことと、公開草案に寄せられたコメントへの対応を十分に行う前に検討を中断したことから、今後の検討は、基本的に同公開草案を引き継がずに行うことが考えられる。

## 時価（公正価値）の定義及びガイダンスを IFRS 第 13 号と整合させる必要性

### （IFRS 第 13 号の取扱い）

- 7. IFRS 第 13 号では、改正前 IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の公正価値の定義を次のように変更している。

独立第三者間取引において、取引の知識がある自発的な当事者間で、資産が交換されうる又は負債が決済されうる金額（改正前 IAS 第 39 号第 9 項）



測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格（IFRS 第 13 号第 9 項）

- 8. 改正前 IAS 第 39 号の定義は、資産の交換に関して購入又は売却のいずれの立場を想定しているか（入口価格<sup>2</sup>か出口価格<sup>3</sup>か）等、いくつか不明確な点があった。このため、IFRS 第 13 号では、改正前 IAS 第 39 号の定義にある交換の考え方や、仮想的な秩序ある交換取引の仮定等を維持しつつ、当該定義の問題を改善し、公正価値測定のガイダンスを提供している。

<sup>2</sup> 「入口価格」とは、交換取引において資産を取得するために支払った価格又は負債を引き受けるために受け取った価格をいう。

<sup>3</sup> 「出口価格」とは、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいう。

## (日本基準との比較)

9. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)において、「時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場(以下「市場価格」という。)に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。」とされ、また「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)では、『時価』とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額である。(金融商品実務指針第47項)と説明されており、改正前IAS第39号の公正価値の定義と概ね整合している。このため、IFRS第13号の定義を踏まえた場合に、主に、次の点で違いがある。

- (1) IFRS第13号では、公正価値測定は、企業が資産を保有する、又は、負債を負っている市場参加者の立場からの価格(出口価格)であることが明確にされている。これに対して、日本基準では、非上場デリバティブの時価評価(金融商品実務指針第293項)を除き、時価が入口価格か出口価格かについて明示されていない<sup>4</sup>。

この点、企業が複数の市場にアクセス可能であり、それらの市場間で価格差が存在する場合には、入口価格と出口価格に違いが生じる可能性がある<sup>5</sup>。例えば、金融機関が複数のデリバティブ市場(リテール市場又はディーラー市場)にアクセス可能な場合(IFRS第13号IE24項からIE26項)などが考えられる。

- (2) IFRS第13号では、公正価値が測定日時点の価格であることが明確にされている。日本基準では、時価の算定及び開示が行われる場合、原則として、期末日時点のものが用いられ、この原則はIFRS第13号と違いはない。

しかし、その他有価証券の決算時の時価については、継続して適用することを条件に、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いること

---

<sup>4</sup> 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第4章「財務諸表における認識及び測定」では、日本の現行基準では、「時価は公正な評価額と同義であり、観察可能な市場価格のほか、推定された市場価格なども含んでいる」(脚注(3))とされ、市場価格(特定の資産について、流通市場で成立している価格)((2))と、市場価格を推定するための割引価値((3-a-②))を説明している。前者の市場価格については、購買市場と売却市場が区別されない場合と、購買市場と売却市場とが区別される場合の2つの場合があるとされ、後者のケースでは入口価格と出口価格に違いが生じる可能性があるとされている。

<sup>5</sup> IFRS第13号B4項では、取引価格が当初認識時の公正価値を表していない可能性がある1つの例として、取引が行われる市場が主要な市場(又は最も有利な市場)と異なっていることを挙げている。

ができるとされており<sup>6</sup>（金融商品会計基準（注7）、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第26項）、期末日時点ではない価格が認められている。

また、外貨建金融商品については、決算時において、原則として、決算時の為替相場による円換算額を付すこととされているが、当該為替相場としては、決算日の直物為替相場のほか、決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいた算出された平均相場を用いることができるとされており（「外貨建取引等会計処理基準注解」（注8）、同様に、期末日時点ではない価格が認められている。

- (3) IFRS 第13号では、主要な市場（又は最も有利な市場）における市場参加者の観点が強調されており、資産又は負債の公正価値の測定を、市場参加者が当該資産又は負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定を用いなければならないとされている。これに対して、日本基準では、時価としての「合理的に算定された価額」の算定にあたって、恣意性を排除した合理的なモデルや価格決定変数を使用することとされているが、このような仮定に関する明示的な定めはない。

例えば、非上場デリバティブの公正価値測定については、IFRS 第13号では、市場参加者の観点を考慮することとされたうえで、市場リスク又は相手先の信用リスクが相殺しあうポジションを有する金融資産及び金融負債への適用について定めが設けられており、公正価値測定に信用リスクを反映するために、取引相手先の信用リスクに対するもの（Credit Valuation Adjustments: CVA）、企業自身の信用リスクに対するもの（Debt Valuation Adjustments: DVA）<sup>7</sup>などが考慮されている。

日本基準においても、非上場デリバティブの時価（公正価値）評価にあたって、DVAを原則として考慮することとされ、CVAも考慮することが望ましいとされているが、それらの信用リスクを時価に反映することが実務上困難な場合には、重要性があると認められる場合を除いて、これらを加味しないことができるとされている（金融商品実務指針第293項）。また、IFRS 第13号では、市場ベースの測定であることを踏まえて、CVAに関してクレジット・デリバティブ市場のデータを用いることが想定されるが、日本基準では明示されていないため、IFRS 第13号

---

<sup>6</sup> EDINETで「1か月の市場価格」、「1ヶ月の市場価格」、「1カ月の市場価格」及び「1ヵ月の市場価格」で検索する場合、1年間で100件程度の有価証券報告書が検索された。

<sup>7</sup> 2017年2月開催のIASBボード会議のアジェンダ・ペーパー7C付録2において、IFRS 第13号の適用後レビューのフェーズ1において市場関係者から聞かれた経験が紹介されている。その中では、デリバティブの評価について、市場参加者は、ここで示したCVA、DVAの他、ファンディング・コストに対するもの（Funding Valuation Adjustments: FVA）、資本に対するもの（Capital Valuation Adjustments: KVA）等の計算方法を検討しているとしている。

の下での実務と相違している可能性があると考えられる。

- (4) IFRS 第 13 号では、公正価値測定にあたり観察可能な入力数値を最大限利用し、観察不能な入力数値の利用を最小限にしなければならないとされている。これに対して、日本基準では、時価としての「合理的に算定された価額」の算定にあたって、恣意性を排除した合理的な価格決定変数を使用することとされているが、このような入力数値の優先順位に関する明示的な定めはない。

そのため、IFRS 第 13 号によると、現行の日本基準から、時価評価に使用する入力数値が変わる可能性があり、時価が変わる可能性があると考えられる。

- (5) IFRS 第 13 号では、ブローカー等の第三者が提供する価格を使用する場合には、資産又は負債にかかる活動の量又は水準が通常の市場活動に比べて著しく低下したときであっても、当該価格が IFRS 第 13 号に従って形成されていると企業が判断しなければならないとされている。これに対して、日本基準では、自社における合理的な見積りが困難な場合には、ブローカーから入手した合理的に算定された価額を用いることができるとされているが、この際にはブローカーは客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であることが必要であるとされている（金融商品実務指針第 258 項）。

そのため、IFRS 第 13 号によると、ブローカーの属性のみならず、ブローカーから入手した価格が公正価値の定義を満たしているか検討することが必要になるため、現行の日本基準から時価が変わる可能性があると考えられる。

### (予備的な分析)

10. 上記のとおり、現行の日本基準における時価は、IFRS 第 13 号（及び米国会計基準）における公正価値と異なる可能性があると考えられる。国際的には、IFRS と米国会計基準が概ね一致していることもあり、日本基準による時価と IFRS 第 13 号による公正価値を同一のものとする取組みは、国際的に整合性のある形で日本基準における時価評価（公正価値測定）が行われることを担保することとなり、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性の向上に資するものとして、有用となる可能性があると考えられる。

また、日本基準における時価評価（公正価値測定）が国際的なものと異なるものと捉えられ<sup>8</sup>、時価評価の信頼性に疑念が呈される懸念を抑えることも可能になると考え

---

<sup>8</sup> 非上場デリバティブの公正価値測定に関連して、欧米等の金融機関において一般的とされている CVA について、邦銀において適切に導入されていないのではないかといった記事が海外の金融機関

られる。

ただし、金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合、企業によっては、適用に関して相応のコストが生じる可能性があり、また、経営管理に影響を与える可能性もあるため、それらの分析を行うことが必要であると考えられる。

### ディスカッション・ポイント

金融商品について、時価（公正価値）の定義及びガイダンスをIFRS第13号と整合させる必要性に関する事務局の予備的分析について、ご意見を頂きたい。

## 時価（公正価値）に関するレベル別開示の必要性

### （IFRS第13号の取扱い）

11. IFRS第13号は、公正価値測定及び関連する開示の首尾一貫性と比較可能性を向上させるため、次の公正価値ヒエラルキーを設けたうえで、公正価値ヒエラルキーのレベルに応じた開示を求めている。

レベル1	レベル1の入力数値（活発な市場での観察可能な入力数値）をそのまま用いた時価（公正価値）
レベル2	レベル2の入力数値（活発でない市場での観察可能な入力数値、又は、観察可能な市場データから得られた入力数値等）が重要となる時価（公正価値）
レベル3	レベル3の入力数値（観察可能な入力数値以外）が重要となる時価（公正価値）

12. IFRS第13号において具体的に要求される主な開示は次のとおりである（別紙参照）。

### （公正価値で測定される項目）

- (1) 公正価値ヒエラルキーのレベルごとの公正価値の残高（報告期間末における公正価値の金額について、レベル1、2、3に区分して開示）

---

向けの雑誌に掲載されたことがあった（なお、一般社団法人全国銀行協会は、2017年6月に、「デリバティブのCVA管理のあり方に関する研究会 報告書 ―市場評価にもとづくCVAの導入に向けて―」を公表している。）。

(2) レベル 2 又はレベル 3 に区分される公正価値測定について、用いた評価技法と入力数値の説明

(3) レベル 3 の公正価値測定に関する開示

① 定量的情報（期首残高から期末残高への調整表、重大な観察可能でない入力数値に関する定量的情報、観察可能でない入力数値の代替可能な仮定を変更した場合の変更の影響（定量的な感応度分析））

② 定性的情報（観察可能でない入力数値の変動に対する感応度の説明的記述（定性的な感応度分析）、企業の評価プロセス及び方針の記述）

（公正価値が注記で開示される項目）

(1) 公正価値ヒエラルキーのレベルごとの公正価値の金額

(2) レベル 2 又はレベル 3 に区分される公正価値測定について、用いた評価技法と入力数値の説明

（日本基準との比較）

13. 日本基準では、金融商品の時価（公正価値）に関して、貸借対照表において時価評価されるか否かにかかわらず、次の開示が要求されている（金融商品時価開示適用指針）。

(1) 貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額

(2) 時価の算定方法

このうち、(1)については IFRS 第 7 号「金融商品：開示」第 25 項、(2)については IFRS 第 13 号で求められている項目であり、前項に示す IFRS 第 13 号で要求される開示は、その全体が、概ね日本基準との違いとなる。

（予備的な分析）

14. 前項のとおり、IFRS 第 13 号と整合性を図る場合、第 12 項のほぼすべての開示が日本基準で追加されることになる。

現状の日本基準では、金融商品の時価が開示されているが、開示される時価の中にはさまざまな特徴のもの（市場価格がそのまま用いられているか、評価技法が用いられている（合理的に算定された価額）かの違いや、評価技法に用いられる入力数値が

市場で観察可能か、観察可能でないかの違い等) が混在しているため、IFRS 第 13 号における公正価値ヒエラルキー<sup>9</sup>のレベルごとの公正価値の残高の開示のように、その特徴に基づき、公正価値を区分けして開示することは、財務諸表利用者による時価開示の理解を促進する有用な情報を提供する可能性があると考えられる。

また、レベル 3 の残高等、公正価値のレベル区分は、市場環境や企業のポートフォリオの構成等により変化するものであり、一部の大手金融機関では【図表 1】のとおり、金融危機時と現在で大きな変動が見られる。金融危機以降、金融商品取引に対する規制も含め、国際的にさまざまな金融規制が整備又は強化され、また銀行のバーゼル規制においても証券化エクスポージャーに関する定量的開示等が拡充されており<sup>10</sup>、公正価値のレベル別開示の有用性は、平時においては金融危機時に比べて高くないと考えられる一方で、平時からの継続的なフォローが有用となる可能性があると考えられ、金融危機時における状況変化を適時に捕捉できるよう整備することは、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性及び我が国における会計基準の信頼性を確保するために必要ではないかと考えられる。

【図表 1】 資産合計に対するレベル 3 の資産残高の比率と公正価値測定される資産合計に対するレベル 3 の資産残高の比率の推移 (IFRS 又は米国会計基準)

	資産合計に対するレベル 3 の比率 <sup>11</sup>		公正価値測定される資産合計に対するレベル 3 の比率 <sup>12</sup>	
JP Morgan Chase & Co.	6.0% (2008/12)	0.9% (2016/12)	3.9% (2008/12)	1.5% (2016/12)
The Goldman Sachs Group, Inc.	7.5% (2008/11)	2.7% (2016/12)	9.0% (2008/11)	4.0% (2016/12)
Morgan Stanley	13.0% (2008/11)	1.9% (2016/12)	23.1% (2008/11)	2.1% (2016/12)
HSBC Holdings plc	1.1% (2008/12)	0.6% (2016/12)	2.2% (2008/12)	1.4% (2016/12)
UBS Group AG	2.8% (2008/12)	0.7% (2016/12)	4.8% (2008/12)	2.0% (2016/12)

<sup>9</sup> FASB 基準書第 157 号「公正価値測定」の Appendix C「背景情報及び結論の根拠」において、公開草案に対する回答者の多くが、公正価値ヒエラルキーについて、公正価値測定の相対的な信頼性を検討するのに有用な建付けを提供することに同意したと記載されている (C65 項)。

<sup>10</sup> 国内金融機関についても、バーゼル規制の開示の拡充を受け、証券化商品についてのリスク情報の開示が拡充されている。

<sup>11</sup> デリバティブに関する相殺後のレベル別残高が入手できなかった企業については、レベル 3 資産には相殺前のデータを使用しており、分子 (レベル 3 資産 : 相殺前) と分母 (総資産 : 相殺後) でベースが異なる。

<sup>12</sup> デリバティブに関する相殺後のレベル別残高が入手できなかった企業については、分子 (レベル 3 資産) と分母 (公正価値測定される資産) とともに、デリバティブに関する相殺前のデータを使用した。

	資産合計に対するレベル3の比率 <sup>11</sup>		公正価値測定される資産合計に対するレベル3の比率 <sup>12</sup>	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	2.9% (2009/3)	0.4% (2017/3)	8.8% (2009/3)	1.6% (2017/3)
三井住友フィナンシャルグループ	0.8% (2009/3)	0.5% (2017/3)	3.3% (2009/3)	3.2% (2017/3)
みずほフィナンシャルグループ	2.9% (2009/3)	0.9% (2017/3)	7.6% (2009/3)	3.9% (2017/3)

15. ただし、仮に公正価値ヒエラルキーのレベルごとの公正価値の残高の開示を行う場合でも、より詳細なレベル3の公正価値測定に関する開示（期首残高から期末残高への調整表、重大な観察可能でない入力数値に関する定量的情報、定量的な感応度分析等）については、IFRS第13号の適用後レビューにおいて国際的にも作成コストと情報の有用性の観点から議論があり、また当委員会事務局が実施したIFRS第13号の適用後レビューに係る情報要請に関するアウトリーチにおいても、一部の利用者から有用性が限定的とする意見や、多くの作成者から過大な作成コストを懸念する意見が聞かれている<sup>13</sup>。

そのため、金融商品のレベル別開示全体について開示項目に係る作成コストと情報の有用性に関する検討を行う上では、レベル別開示に関する詳細な開示の必要性については、特に慎重に検討を行う必要があると考えられる。

16. また、金融商品のレベル別開示については、金融商品を多数保有していない企業では、当該開示の有用性は高くない可能性があり、この点についても、コストと情報の有用性の検討を慎重に行う必要があると考えられる。

#### ディスカッション・ポイント

金融商品について、時価（公正価値）に関するレベル別開示の必要性に関する事務局の予備的分析について、ご意見を頂きたい。

<sup>13</sup> アウトリーチでは次の意見が聞かれている。

- (1) 主にレベル3の詳細な開示に関して、利用者は分析の参考としているとした。しかし、情報の重きの置き方は利用者及び項目により様々であり、ある利用者はレベル3に含まれる商品特性を踏まえると有用であるとする意見がある一方、現状のレベル3の残高を踏まえて変動の状況以外に重きを置いていないとする意見もあった。
- (2) 作成者については、概ね、詳細な開示に関するコストが便益を見合っていないとし、当該情報を経営情報として利用していないとしている。

### その他の論点に関する予備的な分析

17. IFRS 第 13 号との整合性を図る基準開発に着手する上では、以下の関連する点についても検討する必要がある。

(1) IFRS 第 13 号の適用後レビュー

(2) IFRS 第 9 号「金融商品」との整合性を図る取組み

#### (IFRS 第 13 号の適用後レビュー)

18. 先に当委員会から情報要請「適用後レビューーIFRS 第 13 号『公正価値測定』』に対してコメント・レターを発出したとおり、現在、IASB は IFRS 第 13 号に係る適用後レビューを実施している。IASB は、情報要請について受領したコメントについて、2017 年 12 月に内容を検討することとしており（その後の予定は現時点では明らかとなっていない。）、発見事項によっては、ガイダンスの開発や IFRS 第 13 号の改訂の可能性があるとしている。

19. この点に関して、IASB が公表した情報要請で要請している項目は限定的であり、これは、予備的調査（フェーズ 1）の段階において IFRS 第 13 号が全体としては良好に運用されていたとの評価に基づくものと考えられる。また、米国会計基準については、米国財務会計財団（FAF）が 2014 年 3 月に公正価値測定に関する適用後レビューを完了しており、Topic 820 は目的を満たしており、想定外の結果はなかったと結論を下している。

また、IASB が情報要請について受領したコメントに基づく市場関係者からの主要なメッセージは次のとおりであったとされている（IASB が受領した主なコメントについては、審議事項(6)-3 を参照のこと。）。

(1) コメントは適用後レビューのフェーズ 1 の結果と整合的であった。例えば、レベル 3 の公正価値測定に関する詳細な開示（特に、期首残高から期末残高への調整表及び定量的な感応度分析）について、利用者は重視していたが、作成者は当該情報の有用性を疑問視しており。また、レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付けについては、利用者は P×Q による測定を選好し、作成者は会計単位と整合した測定を選好していた。

(2) 比較的安定した経済環境や規制の強化により、現在ではレベル 3 の開示や公正価値測定全般に以前ほど興味を持たれていない可能性がある。

これらを踏まえると、IASB において今後 IFRS 第 13 号の主要な部分が改訂される可

能性は高いとはいえないと考えられ、要求事項の改訂があるとしても、作成コストの懸念が強く寄せられている開示項目（主にレベル3の公正価値測定に関する詳細な開示）、会計単位に係るガイダンスなど、一部の項目に限られると考えられる。

20. また、これまでのIASBによる適用後レビューの状況<sup>14</sup>を踏まえると、要求事項の改訂が行われる場合でも、情報要請に対するコメントの検討、会計基準を改訂する場合の公開草案の公表、公開草案に対するコメントの審議といったプロセスを経ることから、相当の年数がかかることが予想されるため、今後のIASBの動向も並行的に考慮しつつも、現行のIFRS第13号と整合性を図る必要性を検討することで特段の問題は生じないものと考えられる。

### (IFRS第9号との整合性を図る取組み)

21. 中期運営方針では、日本基準のIFRS第9号との整合性を図る取組みについても言及している。IFRS第9号は、金融商品に関する分類及び測定等を定める会計基準であり、IFRS第13号に基づく測定の中心的な対象がIFRS第9号で定められている。

IFRS第9号では、現行の日本基準と比して、公正価値測定の範囲が広く、例えば、非上場株式が公正価値測定の対象とされている。

そのため、金融商品について、IFRS第13号との整合性を図る取組みは、IFRS第9号との整合性を図る取組みにおいて公正価値測定の範囲を検討することと並行して行

<sup>14</sup> IASBではこれまでにIFRS第8号「事業セグメント」、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューを手掛けているが、それぞれ次のように検討に長期間を要しており、基準改訂に至っているものはない。

#### IFRS第8号の適用後レビュー

2011年10月	適用後レビューをIASBの議題に追加
2012年7月	情報要請を公表
2013年7月	フィードバックを報告
2017年3月	適用後レビューを通じて識別した改善項目に関する改訂の公開草案を公表（「IFRS第8号『事業セグメント』の改善」（IFRS第8号及びIAS第34号の改正案））（コメント期限：2017年7月）

#### IFRS第3号の適用後レビュー

2011年10月	適用後レビューをIASBの議題に追加
2014年1月	情報要請を公表
2015年6月	フィードバックを報告
2016年6月	適用後レビューを通じて識別した改善項目のうち、事業の定義に関して改訂の公開草案を公表（「事業の定義及びこれまで保有された持分の会計処理」（IFRS第3号及びIFRS第11号の改正案））（コメント期限：2016年10月）

う方がよいとの意見があり得ると考えられる。

22. この点、IFRS 第9号との整合性を図る取組みは、金融商品会計がすべての企業に適用される基幹となるものであり、その検討範囲が幅広く、仮に開発に着手するとしても、相当の年数がかかることが予想される。また、IFRS 第13号は、時価評価の範囲にかかわらず適用されるものであるため、現行の日本基準における金融商品会計を基礎として、現行のIFRS 第13号と整合性を図る必要性を検討することも可能であると考えられる。
23. ただし、現行の日本基準における金融商品会計を基礎として、現行のIFRS 第13号と整合性を図る必要性を検討する場合、検討の結果によっては、企業における金融商品に係る評価プロセスの見直しなどが必要と判断される項目が生じ、IFRS 第13号と整合性を図るための基準の改正時とIFRS 第9号と整合性を図るための基準の改正時(仮に改正を行うこととなった場合)の2度検討する負荷が企業側に発生する可能性があり、この点については分析が必要と考えられる。

#### ディスカッション・ポイント

その他の論点(IFRS 第13号の適用後レビュー、IFRS 第9号との整合性を図る取組み)に関する事務局の予備的分析について、ご意見を頂きたい。

### III. 今後の進め方

24. 予備的な分析を踏まえると、金融商品に関する時価(公正価値)の定義及びガイダンスをIFRS 第13号と整合性を図ることについては、当該取組みが国際的な企業間の財務諸表の比較可能性を向上させる観点から有用となる可能性があると考えられる。
25. また、金融商品に関するレベル別開示については、公正価値ヒエラルキーのレベルごとの公正価値の残高の開示に関しては、国際的な整合性の観点から有用な情報を提供する可能性があると考えられるが、レベル3の公正価値測定に関する詳細な開示等に関しては、その必要性について特に慎重に検討を行う必要があると考えられる。さらに、金融商品を多数保有しない企業については、当該開示の有用性は高くない可能性があり、この点についても、慎重に検討を行う必要があると考えられる。
26. これらを踏まえ、事務局では、以下の作業を行うことを考えている。

- (1) 金融商品に関する時価の定義及びガイダンスを変更した場合における適用上のコスト及び経営管理への影響の把握（第 10 項参照）
- 作成者に対するアウトリーチを実施し、IFRS 第 13 号を適用する場合に生じると考えられる影響を確認する。
- (2) 金融商品のレベル別開示に関する詳細な開示の有用性及び作成コストの把握（第 15 項参照）及び金融商品を多数保有していない企業における金融商品のレベル別開示の有用性の把握（第 16 項参照）
- 利用者に対するアウトリーチにより、IFRS 第 13 号に基づくレベル別開示の個々の項目をどのように利用しているかを確認する。
  - 作成者に対するアウトリーチにより、レベル別開示の個々の項目に対する作成負荷を確認する。
  - 我が国における IFRS 任意適用企業、海外の IFRS 適用企業について、業種別に、財務諸表及び投資家向け説明資料にレベル別開示がどの程度記載されているかを確認する。
- (3) IFRS 第 9 号との関係の把握（第 23 項参照）
- (1)及び(2)に基づき、仮に IFRS 第 13 号の要求事項を日本基準に取り入れた場合の負荷を把握したうえで、仮に IFRS 第 9 号の要求事項を日本基準に取り入れた場合に、現行の日本基準の金融商品会計と比べて、どのような金融商品について追加的に公正価値測定が求められるか、又は求められなくなるかについて確認し、公正価値測定に関する検討が再度必要となるかについて検討する。

#### ディスカッション・ポイント

金融商品についての国際的な会計基準と整合性を図ることに  
対する必要性及び追加的な検討を含む進め方などについて、ご意見  
を頂きたい。

以 上

## 別紙：IFRS 第 13 号の概要

### (範囲)

1. IFRS 第 13 号の要求事項は、他の IFRS 基準が公正価値測定やその開示を要求する又は許容する場合に適用される。

### (測定)

#### 公正価値の定義

2. 「公正価値」とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいう。
  - 公正価値測定にあたって、市場参加者の観点を重視しており、秩序ある取引における価格を前提としていることに特徴がある。資産又は負債にかかる活動の量又は水準が、通常の市場活動に比べて著しく低下した場合には、取引価格又は相場価格に対する調整の要否を判断する。
  - ブローカー等の第三者が提供する相場価格については、当該相場価格が IFRS 第 13 号に基づいたものとなっていることを判断することを求めている。

#### 資産又は負債の特性の考慮

3. 公正価値測定は特定の資産又は負債に関するものであり、当該資産又は負債の特性が、市場参加者が測定日において当該資産又は負債の価格付けを行う場合に考慮に入れるものであれば、それを公正価値測定の際に考慮に入れることを求めている。
  - 非金融資産の公正価値測定には、当該資産の最有効使用<sup>15</sup>を行うこと又は当該資産を最有効使用するであろう他の市場参加者に売却することにより、市場参加者が経済的便益を生み出す能力を考慮に入れることとされている<sup>16</sup>。

---

<sup>15</sup> 「最有効使用」とは、市場参加者による非金融資産の使用のうち、当該資産又は当該資産が使用される資産と負債のグループ（例えば、事業）の価値を最大化するものをいう。

<sup>16</sup> ただし、市場参加者が異なる使用をすれば当該資産の価値が最大化されることが市場又は他の要因により示唆される場合以外は、非金融資産についての企業の現在の使用が最有効使用であると推定されるとされている。

- 負債の公正価値測定には、不履行リスク<sup>17</sup>の影響を反映することが明示されている。
- 資産又は負債の特性であるプレミアム又はディスカウント（例えば、支配プレミアム）は、公正価値測定に反映するが、企業による保有の特性であるプレミアム又はディスカウント（例えば、大量保有要因によるもの）は、公正価値測定に反映しないこととされている。

#### 評価技法及び評価技法へのインプット

4. 公正価値測定において評価技法を使用するにあたっては、観察可能なインプットの使用を最大限にし、観察可能でないインプットの使用を最小限にする<sup>18</sup>こととされている。また、広く用いられている評価技法として、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチ<sup>19</sup>が示されている。

#### 公正価値ヒエラルキー

5. 公正価値測定及び関連する開示の首尾一貫性と比較可能性を向上させるため、公正価値ヒエラルキーを設け、公正価値測定に用いる評価技法へのインプットを3つのレベル<sup>20</sup>に区分している（最も優先順位が高いのはレベル1のインプットであり、最も優先順位が低いのはレベル3のインプットである。）。また、公正価値測定において異なるレベルの複数のインプットが用いられている場合、公正価値測定の全体を、全体の

<sup>17</sup> 「不履行リスク」とは、企業が債務を履行しないというリスクであり、企業自身の信用リスクが含まれるが、これには限らない場合がある。

<sup>18</sup> 「観察可能なインプット」とは、入手可能な市場データ（実際の事象又は取引に関する公開されている情報）を基礎として設定されたインプットで、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定を反映するものをいう。

「観察可能でないインプット」とは、インプットのうち、市場データが入手可能でなく、市場参加者が当該資産又は負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定に関する利用可能な最善の情報をを用いて作成されるものをいう。

<sup>19</sup> 「マーケット・アプローチ」とは、同一又は比較可能な資産、負債又は資産と負債のグループ（事業など）に関わる市場取引により生み出される価格及び他の関連性のある情報を用いる評価技法をいう。

「インカム・アプローチ」とは、将来の金額（例えば、キャッシュ・フロー又は収益及び費用）を単一の現在の（すなわち、割引後の）金額に変換する評価技法をいう。

「コスト・アプローチ」とは、資産の用役能力を再調達するために現在必要とされる金額を反映する評価技法をいう。

<sup>20</sup> 「レベル1のインプット」とは、企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場（資産又は負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場）における（無調整の）相場価格をいう。

「レベル2のインプット」とは、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のものをいう。

「レベル3のインプット」とは、資産又は負債についての観察可能でないインプットをいう。

測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルのインプットと同じレベルの公正価値測定に区分することとしている。

**(開示)**

**公正価値ヒエラルキーのレベル**

6. 公正価値測定について、公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルを開示することとされている。また、レベル2又は3に区分される公正価値測定については、用いた評価技法とインプットの説明を開示することとされている。
  - 貸借対照表上公正価値測定されていないが公正価値を開示する資産又は負債（例えば、貸付金、借入金、不動産）についても対象となる。

**レベル3に区分される資産又は負債の公正価値測定に対する開示**

7. 決算日において貸借対照表上公正価値測定される資産又は負債について、レベル3に区分される場合には、以下のような定量的情報又は定性的情報を開示することとされている。
  - 定量的情報（期首残高から期末残高への調整表、重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報、観察可能でない入力数値の代替可能な仮定を変更した場合の変更の影響など）
  - 定性的情報（観察可能でないインプットの変化に対する感応度の説明的記述、企業の評価プロセス及び方針の記述など）

参考：IFRS 第13号における開示項目

開示項目	公正価値で測定する項目						公正価値で測定せず、公正価値を開示する項目		
	経常的			非経常的			L1	L2	L3
	L1	L2	L3	L1	L2	L3			
報告期間末日現在の公正価値	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
当該測定の原因				✓	✓	✓			
公正価値ヒエラルキーのレベル	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ヒエラルキーにおけるレベル間の振替	✓	✓	✓						
ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じたかの決定に関する方針	✓	✓	✓						
使用した評価技法及びインプットの記述		✓	✓		✓	✓		✓	✓
評価技法の変更とその理由		✓	✓		✓	✓		✓	✓
重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報			✓			✓			
期首残高から期末残高への調整表（振替に関する情報を含む）			✓						
純損益に認識した未実現利得・損失			✓						
評価のプロセス及び方針の記述			✓			✓			
観察可能でないインプットの変化に対する感応度（説明的記述）			✓						
合理的に考え得る仮定の変更に対する感応度（定量的、金融商品のみ）			✓						
最有効使用が現在の用途と異なる場合の理由（非金融資産のみ）	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ポートフォリオの例外を適用する旨	✓	✓	✓						

以上